



昨年中は当協会の活動に格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

本年も、科学的根拠にもとづく野生生物資源の持続可能な利用を推進するために精一杯頑張ります。

より一層のご指導、ご鞭撻をお願いしますとともに、皆様のご多幸を祈念いたします。

平成 29 年 元旦 GGT 事務局一同

ワシントン条約締約国会議を終えて

2016年9月24日から10月4日まで、南アフリカ共和国のヨハネスブルグで第17回ワシントン条約(CITES)締約国会議が開催されました。当初は5日までの予定でしたが、1日早く閉会しました。以下、主要議題を中心に、締約国会議の結果を報告します。

GGTの勧告

GGTはこれまで、附属書改正提案についてどういう投票態度をとるべきかという勧告パンフを作成してきましたが、今回も作成配布しました。提出された附属書改正提案は動物植物ふくめ62提案でした。これらすべてに対する勧告です。

勧告を作成する際の基準となるのは、ワシントン条約とはそもそも何を規制する条約かということです。たとえば、ある国の国内で生息環境が喪失したり、国内利用により乱獲が進んでいたりするのでそれを食い止めたいたというのは、ワシントン条約の権限外のことで、この条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」であり、国際取引を規制することしかできないからです。条約の主旨を履き違えていることになります。また国際取引禁止を意味する附属書Iが必ずしもその種の保全に寄与す

るわけではありません。むしろ逆効果の場合もあります。したがって、附属書改正が対象種にとって保全の効果があるかどうかを判断する必要があります。今会議中、何度も聴くこととなった附属書I掲載はその種に「より高い保護」、「最強の保護」、「トップレベルの保護」を与えるという表現は、正しくありません。

これまで同様、今回の会議でもさまざまな組織が附属書改正提案についての勧告をおこないました。表1は、いくつかの種についての各組織の勧告です。表中、国際野生生物管理連盟(IWMC)はワシントン条約元事務局長と元次長が創った組織です。クリエイティブ・コンサベーション・ソリューション(CCS)は条約動物委員会の元委員長の組織です。TRAFFICは、世界自然保護基金(WWF)と国際自然保護連合(IUCN)の共同事業として野生生物の取引を監視・調査する目的で設置されました。ワシントン条約(CITES)の事務局も独自の勧告

をおこなうことが条約により定められています。スピーシーズ・サバイバルネットワーク(SSN)は多数の環境NGOによるネットワーク組織です。

表から気づくことは、GGTをふくむ前5組織の勧告と正反対の勧告をSSNがおこなっているということです。つまり、国際取引規制を強めることを意味する附属書新規掲載や附属書IIからIへの移行にはことごとく賛成、逆に取引規制を弱める提案には反対しているのがSSNです。SSNは環境調査エージェンシーやグリーンピースなど107団体から構成されています。日本関係では、トラ・ゾウ保護基金や野生生物保全論研究会などが加わっています。メンバーの多くが動物権もしくは動物福祉団体です。以上のことは、ワシントン条約の締約国会議には哲学の

表1. 附属書改正提案に関する各組織の勧告

種名	提案	GGT	IWMC	CCS	TRAFFIC	CITES	SSN
モリバイソン	II→0	○	○	○	○	○	×
アイベックス	0→II	×	×	×	×	×	○
ライオン	II→I	×	×	×	×	×	○
ピューマ	I→II	○	○	○	○	○	×
ヤマシマウマ	I→II	○	○	○	○	○	×
アフリカゾウ	II→I	×	×	×	×	×	○
ハヤブサ	I→II	○	○	○	○	○	×
アメリカワニ	I→II	○	○	○	○	○	×
モレレットワニ	注釈	○	○	○	○	○	×
イリエワニ	I→II	○	○	○	○	○	×
トマトガエル	I→II	○	○	○	○	○	×
淡水エイ	0→II	×	×	×	×	×	○
エンゼルフィッシュ	0→II	×	×	×	×	×	○
テランジア	II→0	○	○	○	○	○	×
アルジェリアモミ	0→I	×	×	×	×	×	○

まったく異なる組織が参加していることを意味しています。

ライオン

アフリカのライオンはこれまで附属書Ⅱでした。それを附属書Ⅰに移行する提案がチャド、ガボン、マリ、ニジェールなど9か国から提出されました。西部アフリカと中部アフリカに位置する国々です。ライオンはアフリカゾウと同様、南部アフリカでは健全な個体数を保っているものの、これらの国では個体数が激減もしくは絶滅しています。IUCNによれば、過去21年間でアフリカ全土のライオンは43%減少したのに対し、ボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエでは12%増加しています。ライオンが減った主な理由は、生息地の消失のほか、家畜や人間に危害を加えることからの予防的な駆除、報復措置としての殺害です。国際取引は主要な要因ではありません。この提案には伏線がありました。昨年、ジンバブエのワンゲ国立公園にいたセシルという名の老ライオンを国立公園外におびきだし、アメリカの歯科医が銃で撃った事件がありました。これはライオンの頭部の剥製を戦利品（ハンティングトロフィー）として持ち帰るためのものです。この事件は、世界中のメディアで報道されました。これがきっかけで、狩猟は悪だという風潮が一気に広まりました。本提案が出た一因に数えてよいと思います。

これとは別にEUは、原産国がハンティングトロフィーの輸出を認める場合、自国の法律に違反して入手したものでないこと、健全な生物学的データに基づくこと、狩猟数が持続可能なレベルであることを確かめることなどを求めた決議案を提出していました。作業部会が設置され、野生ライオンからの骨、爪などの商業目的での輸出は年間ゼロ割当とする、南アフ

リカの飼育下のライオンからのものは年間輸出枠を毎年CITES事務局に報告するという注釈が現行の附属書に付け加わるという形で決着を見ました。

シロサイ

南アフリカとスワジランドのシロサイは附属書Ⅱに掲載されていますが、輸出は生きたサイに限るという条件がついています。スワジランドはこの条件を外すための提案を提出しました。サイ角を商業的に輸出することによる収益をシロサイの保全に活用したいというのです。輸出しようとしているサイ角は、これまで得られた在庫と、今後生きたサイから非致命的に取られた角です。サイの角は中国やベトナムで高値で取引されており、スワジランドのシロサイ保全にとって大きな貢献となり得ます。投票の結果、賛成26、反対100で、採択には遠く及びませんでした。スワジランドは、財源なしでシロサイを守って行かなければならないこととなります。GGTは勧告書のなかで、サイの角の国際取引は禁止され続けてきたにもかかわらず個体数は回復していないことから、革新的な手段を用いるべきで、スワジランドの提案は採択されるべきだと主張しました。

アフリカゾウ

今回の会議で最も白熱あるいは混乱したのがアフリカゾウの問題だったかと思います。附属書改正提案としては、ナミビアによる提案、ナミビア・ジンバブエによる提案、西部と東部を中心とした国（ベナン、ブルキナファソ、中央アフリカ、チャド、エチオピア、ケニア、リベリア、マリ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル、スリランカ、ウガンダ）による3提案です。前2者は、すでに附属書Ⅱに置かれている自国のアフリカゾウ

の注釈を外す提案です。1989年の会議でアフリカゾウ全体が附属書Ⅰに置かれ、象牙などの国際取引が禁止されました。その後、2国を含む南部アフリカのゾウが附属書Ⅱにダウンリストされ、これまで2回象牙の取引が許可されました。これは2回限りのもので、今後、締約国会議で合意されるまでは取引は認められないことになり、さらに多くの条件がつけられました。この条件を外して、いつでも象牙取引を可能にしたいというのが提案の目的です。一方、ケニアほかの提案は、附属書Ⅱに置かれているボツワナ、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエのアフリカゾウを附属書Ⅰに移行させることを目的としています。

まず、ナミビア案は賛成27、反対100、ナミビア・ジンバブエ案は賛成21、反対107、ケニアほか案は賛成62、反対71でいずれも否決されました。とくにケニアほか案については、EUは棄権に回るのではないかと目されていたのですが、反対したということです。EUは前2提案にも反対しています。この投票態度の意味するところは、南部アフリカのゾウは附属書Ⅰの基準を満たさない、しかし象牙の取引は認めたくないというものです。

今回の会議ではこれらの附属書改正提案のほかに、象牙の国内市場閉鎖勧告決議案が審議されました。ケニアほか9か国による共同決議案とアメリカによる単独決議案です。提案文書のそこかしこに同じ文言が出てくることから、両決議案には同一の組織が関与していることが窺えます。決議案が通ったとしても、附属書改正提案と違い、法的拘束力を持たないため、決議の内容を守るかどうかは締約国の判断に委ねられます。しかし、守らないことで、海外からの批判に耐えられるかどうかは別問題です。ワシントン条約は、国際取引に関する条約ですので、国内取引

を規制するのは条約の権限外です。CITES事務局は、国内市場閉鎖は条約の範囲を超えているかもしれないこと、もし締約国が合法的な国内市場を規制したいのであれば、条約の条文を改正する必要があるだろうとコメントしています。最終的に決まった決議では、密猟もしくは密輸に寄与している象牙の合法的国内市場を有する国は国内市場閉鎖の措置をとることが勧告されました。

ワニ類

ワニの提案は、4つありました。コロンビアによるアメリカワニ、メキシコによるモレットワニ、マダガスカルによるナイルワニ、マレーシアによるイリエワニの4提案です。コロンビアは前回の締約国会議でシスパタ湾のアメリカワニを附属書Ⅱにダウンリストする提案を出しましたが、次回締約国会議でランチング提案として再提出すべきと、EUほかの反対で否決されています。ランチングとは、野外から卵を採取し、それを孵化、飼育する仕組みを指します。それを受け入れての再提出で、満場一致で可決されました。メキシコのモレットワニは2010年の締約国会議で、野生からのものは輸出しないという条件で、附属書ⅠからⅡへの移行が認められました。今回はその条件を外すための提案で、これも満場一致で採択されました。マダガスカルのナイルワニの提案は、いくつかの注釈をつけて、取引を認めてもらう内容です。作業部会が設置されましたが、妥協点を見出せませんでした。EUとアメリカは今回はマダガスカル案に反対するが、次回に向けて協力して行きたいと発言しました。その結果、マダガスカルは提案を撤回しました。マレーシアは自国のイリエワニを附属書Ⅱにダウンリストする提案を出しました。これは、サラワク州のワニの輸出を意

図したもので、ほかのサバ州、半島マレーシアのイリエワニの輸出は禁止されたままです。マレーシアの提案は満場一致で採択されました。イリエワニは、西はインド東部から東はバヌアツまで広範囲に分布しています。そもそも附属書Ⅰに載せるような種ではありませんが、1979年に分布の周縁国であるインドが自国の保全状況を懸念して提案したもので、その結果、パプアニューギニアを除いたほかの分布国のイリエワニもすべて附属書Ⅰに掲載されてしまいました。その後、インドネシアとオーストラリアのイリエワニは附属書Ⅱにダウンリストされましたが、その他の国は附属書Ⅰのままです。今回の会議の結果、マレーシアがさらに附属書Ⅱの国に加わったこととなります。

水産種

今回の締約国会議では、宝石サンゴが再度提案されるのではないかと、ニホンウナギの提案もあるかもしれないとされていました。いずれも提出されませんでした。これについては、後でふれます。今回提出されたのは、クロトガリザメ、オナガザメ類、イトマキエイ類、淡水エイ、アマノガワテンジクダイ、クラリオンエンゼルフィッシュ、オウムガイ類の7提案でした。これらの種はいずれも附属書に掲載されていませんが、それを附属書Ⅱに掲載する提案です。

クロトガリザメは、EU28か国、モルジブ、スリランカなど49か国による共同提案です。クロトガリザメは世界中の熱帯から温帯域にかけて広く分布しています。ワシントン条約条文によれば、海産種の附属書改正提案を事務局が受け取った場合、海産種の権能を有する多国間機関に通知、協議することが求められています。国連食糧農業機関(FAO)などが該当します。

FAOでは、提案種に関する専門家を招集して、提案内容を審議し、その結果を締約国会議に提出することになっています。この提案を議論したFAO専門家パネルは、クロトガリザメは世界に広く分布しており、個体数も少なくないようだとしています。そして条約の履行が不十分な国では、附属書掲載により、取引が停止したり、あるいはCITES許可書なしで取引される可能性も指摘しており、附属書掲載に否定的な見解を示しました。オナガザメ類は、ハチワレ、マオナガ、ニタリノ3種からなっています。提案はEU28か国、ケニア、スリランカなど50か国による共同提案です。クロトガリザメの提案国のほとんどがこの提案に名前を連ねています。ハチワレが附属書掲載基準に合致しており、マオナガとニタリはハチワレと類似していることから、オナガザメ類3種をすべて附属書Ⅱに掲載すべきという主張です。クロトガリザメ同様、FAO専門家パネルは、ハチワレは附属書掲載基準を満たしていないと結論づけました。

イトマキエイ類は10種ほどを含んでおり、今回の提案はイトマキエイとタイワンイトマキエイが減少しており、その他の種は類似種であることから、すべてのイトマキエイ類を附属書Ⅱに掲載したいとするものです。EU、アメリカを含む50か国による提案です。FAOパネルによれば、上記2種は世界に広く分布しているが、現在入手できるデータは限られた地域からのものでしかないものの、附属書Ⅱ掲載基準を満たしているかもしれないとしています。つまり断定しているわけではありません。

アマノガワテンジクダイは、インドネシア海域にのみ分布している種で、観賞魚用にとり引されています。これはEU28か国が提案しました。じつは2007年の第14回締約国会議ではこの種を附属書Ⅱに掲載しようという提案がアメリ

表 2. 海産種附属書改正提案をめぐる投票結果

提案	賛成	反対	棄権	合計	結果
オナガザメ類	108(78.8%)	29	5	142	採択
クロトガリザメ	111(78.7%)	30	5	146	採択
イトマキエイ類	110(84.6%)	20	3	133	採択
エンゼルフィッシュ	69(76.7%)	21	15	105	採択
オウムガイ	84(90.3%)	9	10	103	採択

力から出されています。そのときは、アメリカが審議途中で提案を撤回しました。EUはインドネシアと本提案について協議しましたが、インドネシアはEUに対して反対を表明しました。今回の会議では結局、EUが提案を撤回、その代わり、本種に関する調査を実施し、動物委員会に報告させることが決まりました。

クラリオンエンゼルフィッシュは、メキシコの太平洋岸沖に分布する種で、観賞魚用に取引されているということです。メキシコが附属書Ⅱに掲載する提案を提出しました。FAOパネルは個体数の減少は見られず、むしろ増えているところもあるとしています。CITES事務局もこの提案は否決されるべきだと勧告しました。それにもかかわらず、この提案は投票の結果、可決されました。

オウムガイ類を附属書Ⅱに掲載する提案はフィジー、インド、パラオ、アメリカによるものです。オウムガイ科は6種からなり、インドからフィジーまで、インド洋東部と太平洋西部を中心に分布しています。FAOは附属書掲載基準に合致していると結論づけました。投票の結果、賛成が圧倒的多数で可決されました。

さて、表2に示すように、サメ2提案、エイ1提案はすべて採択されました。これら3提案の提案

それ相応のエネルギーと時間を要したものと思います。魚類以外の提案でも多数が共同提案国となっているものがあり、今後、こうした傾向が続くのではないかと予想されます。

表2を見てみましょう。附属書改正提案の採択に必要なのは3分の2の賛成票です。すなわち約67%の賛成票が必要ということです。サメ・エイの提案に関しては、オナガザメ類が78.8%、クロトガリザメが78.7%、イトマキエイ類が84.6%と67%を大きく上回っていました。図1は、2000年の第11回締約国会議以降、サメ・エイ類提案での、賛成票の割合を示したものです。複数の提案が出ていた会議については平均値で示してあります。第14回と第15回にはアブラツノザメの提案が出ており、それが過半数を割ったことから全体として低い値になっています。それを除けば全般的な傾向として、賛成する国の割合が増加していることが見てとれます。

ニホンウナギと宝石サンゴ

いずれも附属書改正提案は提出されませんでした。両者に係わる決定が採択されました。ウナギはEUによる提案です。コンサルタントと契約し、すでに附属書に掲載されているヨーロッパウナギに関する情報や履行に関する問題点を整理すること、ニホンウナギを含む未掲載のウナギ類の生物学および取引情報を調べ、その結果を動物委員会に報告すること、などが決まりました。また、ウナギ類分布国は、国際的あるいは地域的な協力体制をとるよう奨励されま

国はいずれも50か国程度の共同提案です。これだけの共同提案国を集めるには

した。

宝石サンゴの決定はアメリカによる提案です。CITES事務局は、質問票を宝石サンゴ分布国に発出し、資源量、生物学的情報、管理、取引状況に関するデータを収集することとなりました。これらのデータに基づく報告書が第29回動物委員会に報告されます。これを受けて、CITES事務局がFAOと契約し、宝石サンゴの保全状況と取引状況に関する報告書を第30回動物委員会に提出、常設委員会でも議論されることが決まりました。

おわりに

ワシントン条約に詳しい内外の専門家のお話では、今回の会議は第7回締約国会議に次いでひどい会議だったということです。第7回（ローザンヌ、1989）と言えば、アフリカゾウが附属書ⅡからⅠへの移行が決まった会議です。どこがひどかったのでしょうか。

締約国の多くが、規制を強めること、つまり附属書への新規掲載や附属書ⅡからⅠへの移行に重点を置いており、種の保全にとって何が必要かを考えなかったという点です。上に挙げたライオンやアフリカゾウの例を見ても、アフリカには全く異なる状況が並存していることがわかります。保全に失敗してきた国と成功してきた国。種の保全のためには、一律の対策ではなく、異なった現実的なアプローチが必要です。元ワシントン条約事務局長のユージン・ラポワント氏は閉会セレモニーで、附属書掲載規制強化は保全の失敗であるのに、NGOの多くは、掲載が決定すると踊ったり歌ったりして喜ぶのを理解できない、と発言しました。

ワシントン条約が今後、どこに向かおうとしているのか、この条約により動植物は本当に守られるのか、注視していきたいと思えます。

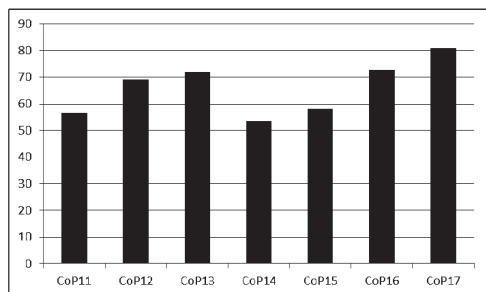


図1. サメ・エイ類改正提案の賛成国数割合(%)の変遷